

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2016-513861(P2016-513861A)

【公表日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-029

【出願番号】特願2015-561689(P2015-561689)

【国際特許分類】

H 01 M 2/16 (2006.01)

【F I】

H 01 M	2/16	L
H 01 M	2/16	P
H 01 M	2/16	M

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月6日(2017.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微多孔質膜と、前記微多孔質膜に貼付される拡散マットと、を含み、

前記拡散マットは、孔の寸法が1μmを超える、3時間の灯心試験により少なくとも2.5cmの高さを有し、

前記微多孔質膜は、ポリオレフィン樹脂、ポリビニルクロライド樹脂、フェノール-ホルムアルデヒド樹脂、または架橋ゴムである鉛蓄電池のセパレータ。

【請求項2】

前記拡散マットは、3時間の灯心試験により2.5cm~10.0cmの高さを有する請求項1に記載のセパレータ。

【請求項3】

M D剛性が90mNを超える、CMD剛性が45mNを超える、厚みが0.2mmを超える、および/または坪量が35gsmを超える、請求項1に記載のセパレータ。

【請求項4】

前記拡散マットは、合成纖維、ガラス纖維、またはその組合せからなる請求項1に記載のセパレータ。

【請求項5】

前記拡散マットはシリカを含む請求項1に記載のセパレータ。

【請求項6】

前記微多孔質膜はゴムを含む請求項1に記載のセパレータ。

【請求項7】

前記ゴムは前記セパレータ中に12重量%以下含まれる請求項7に記載のセパレータ。

【請求項8】

請求項1に記載のセパレータを有する電池。

【請求項9】

前記拡散マットは、12m⁻²以上の電気抵抗を有する請求項1に記載のセパレータ。

【請求項10】

前記拡散マットは、0.5mm以下の厚みを有する請求項1に記載のセパレータ。